

大学用 教員免許特例法による「介護等体験」実施に伴う留意事項について

社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会

文部省教職員課発行（平成10年6月）の「介護等体験の実施について」を学生に十分に理解させておいてください。各施設もこの資料を前提として対応いたします。

以下、学生用に示した留意事項について補足いたします。

1 施設は、生活の場である

施設を利用する方々にとって、施設は生活のすべて、またはその一部を支える大切な場所です。様々な事情により、施設が生活の場となっています。そのため、施設体験を行うということは、他人のお宅を訪問することと同様です。利用者が人としての尊厳をもってその人らしい生活を送ることができるよう、利用者の意向を十分に尊重して接することの大切さについて御指導ください。

2 施設の職員の仕事は、利用者支援である

施設の職員は、施設で生活をされている利用者の方々を中心に専門の仕事をしています。そのため、学生を指導することは、本来の業務ではありません。学生の不適切な発言や態度により、業務の円滑な遂行に支障をきたす場合や、利用者の方々の心情を損なうおそれがある場合には、その場で体験をお断りすることがあります。

3 体験は、出会いの場であり学びの場である

施設を利用される方々は、様々な人生経験や価値観をお持ちです。体験活動を通じて、様々な生き方や生活観に触れ、これまでの自身の価値観とは異なる生き方があることに気づくことができるよう御指導ください。

4 予備知識をもっておく

社会福祉や施設の基本的な事項については、必ず事前に学習しておくよう御指導願います。

5 健康管理

介護等の体験は、連続5日間を原則としております。健康管理については、学生自身が責任を持って参加できるように御指導ください。（※施設側が5日間の連続で受入できない場合もありますので、長期の健康管理について御指導をお願いします。）

6 参加申込み

介護等体験システム又は本会HPにて掲載の「介護等体験システム基本操作説明書（学生用）」のとおりです。

7 決定通知

施設及び日程を決定後、メールにて受入決定の旨を通知します。決定通知後、必ず学生から当該施設に事前連絡（体験開始2週間以上前まで）を入れるよう御指導ください。

※「健康管理チェック表」の提出を求める場合があります。

8 介護等体験費用について

介護等体験費用は参加申込と同時に本会指定口座に振り込み願います。

なお、決定通知後に学生の都合により取消した場合は、返金できませんので御了承ください。